

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1.計画期間 2026年4月1日 から 2031年3月31日 までの5年間

2.内容

【目標1】 管理者に占める女性労働者の割合を15%以上を目指す。

〈課題〉

管理職に占める労働者の割合が男女別では、男性22.6%に対し、女性は12.0%となっている。

〈対策〉

- ・ 育児休業に関連する諸制度の周知および浸透をはかる。
- ・ 院内保育所を設け、育児をしながら働くことのできる環境を整備しており、引き続き継続することで育児が原因となる退職を防止する。
- ・ 管理者研修の内容充実を図り、自律的キャリア形成の支援を行う。

【目標2】 長時間労働是正に向けた取り組みとして、計画期間内に残業時間を2025年度比で10%減少を目標とする。

〈対策〉

- ・ 残業時間の調査を継続的におこない実態把握につとめる。
- ・ 変形労働時間制の活用やノー残業デーなどの取り組みを推奨し、法人全体で残業時間の短縮に取り組む。